

諮問日：令和3年12月16日（令和3年度（個）諮問第8号）

答申日：令和4年5月24日（令和4年度（個）答申第2号）

件名：釧路地方裁判所が特定の物品を警察署に拾得物として届出した全ての文書の一部不開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の法人の特定の普通預金口座を特定の警察署に訴訟の証拠品として保管せず拾得物とし届出した全てに記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が、「拾得物等整理簿」、「官庁内拾得物届」及び「拾得物件預り書」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を本件対象個人情報が記録された文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が令和3年11月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 特定の警察署会計課作成の「要望・意見受理カード」に記載されている釧路地方裁判所の特定の支部に対する拾得物事実を確認されたとする事情の確認を開示していない。
- 2 特定年月日の特定の簡易裁判所受付、特定年月日の釧路地方裁判所の特定の支部庶務課受理の文書が開示されないのは、不合理である。
- 3 裁判所における個人情報取扱いが、根拠規定に反し、不整合である。

- (1) 平成27年4月6日付け最高裁総一第389号事務総長通達「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱の実施の細目について」第4開示の申出等1開示の申出の方法(3)「本人確認書類」の本人等であることを確認せず開示したのは不整合である。
- (2) 取扱要綱の3正確性の確保、4安全確保の措置、5職員の義務等基本的な運用が正しく実施されていない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 苦情申出人の主張の要旨1及び2について

- (1) 原判断庁において、本件開示申出に係る保有個人情報が記録された司法行政文書を探索したところ、本件対象文書を保有していたが、それ以外の文書は見つからなかった。
- (2) この点、苦情申出人は、特定の警察署会計課作成の「要望・意見受理カード」に、特定の警察署が裁判所に対して拾得物について事実関係の確認を行った旨が記載されていることを指摘の上、同事実確認に関して作成又は取得した司法行政文書に記録されている情報が開示されていない旨主張する。

しかし、保有個人情報開示手続における保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているものであり、司法行政文書に記録されているものである（取扱要綱記第1の8。改正前の記第1の4。以下同じ。）ところ、原判断庁は、開示申出時点において、苦情申出人が指摘する情報が記録された司法行政文書を保有していなかった。

- (3) また、苦情申出人は、「銀行通帳返還の申出書」（①特定の年月日特定の簡易裁判所受付のもの及び②特定の年月日庶務課受理のもの）が開示されないのは不合理である旨主張する。しかし、開示の対象となる保有個人情報は、原則として開示申出時点において裁判所が保有している司法行政文書に記録されているものであるところ、①及び②の文書は、本件開示申出の後に取得

したものであるから、開示の対象とはならない。

2 苦情申出人の主張の要旨 3 について

苦情申出人は、裁判所における個人情報取扱いが、根拠規定に反し、不整合である旨主張するが、これは原判断に対する苦情申出には当たらない。

なお、苦情申出人は、本人等であることを確認せず開示した旨を主張するが、この点につき、原判断庁の特定の支部庶務課長が、開示申出日に、苦情申出人が提示した本人確認書類を確認して本人確認を行っていることを付言する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年12月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年4月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年5月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は、釧路地方裁判所の特定の支部が、特定の法人の特定の普通預金口座の預金通帳1冊を庁舎内において拾得した物件として特定の警察署に届け出た経緯に関する文書であることが認められ、本件開示申出書、本件補正書及び本件苦情申出書の内容に照らせば、釧路地方裁判所が、本件対象個人情報が記録された司法行政文書として本件対象文書を特定したのは相当である。

そして、取扱要綱によれば、保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものであることから（取扱要綱記第1の8）、原判断庁が、本件対象個人情報が記録された司法行政文書として、本件開示申出時点において保有していた文書を対象文書として特定したことも相当である。

2 苦情申出人は、特定の警察署会計課作成の「要望・意見受理カード」の記載を根拠に、特定の警察署が裁判所に対して拾得物について事実確認を行ったことに関して作成し、又は取得した司法行政文書に記録されている情報が開示されていない旨主張する。

しかし、上記「要望・意見受理カード」の記載内容によれば、同カードには裁判所に事実関係を確認した上で回答する旨が記載されていることから、同カード作成時点においては裁判所に対する事実関係の確認は行われていないことが認められるから、本件開示申出時点において、特定の警察署が裁判所に対して事実関係の確認を行ったこと及び裁判所が同確認に係る司法行政文書を作成し、又は取得したことを裏付けることはできない。したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

また、苦情申出人は、「銀行通帳返還の申出書」（①特定の年月日の特定の簡易裁判所受付のもの及び②特定の年月日の釧路地方裁判所の特定の支部庶務課受理のもの）が開示されないのは不合理である旨主張する。

しかし、取扱要綱によれば、保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものであることから、開示申出時点において、保有する文書に限られるものであり、上記各文書は、いずれも裁判所が本件開示申出時点より後の日に取得したことが明らかである。したがって、上記主張を採用することはできない。

さらに、苦情申出人は、裁判所における個人情報取扱いが、根拠規定に反し、不整合である旨主張するが、これは原判断に対する苦情申出には当たらないから、上記主張も採用することはできない。

3 そのほか、釧路地方裁判所において、本件対象文書以外に本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められ

ない。

したがって、釧路地方裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

- 4 以上のとおり、原判断については、釧路地方裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子